

立地適正化計画のKPIの進捗状況について

立地適正化計画のKPI(令和6年度までの目標値)

- 第12回支援チーム会議を経て、政府方針※において、立地適正化計画のKPI(令和6年度までの目標値)を以下のとおり見直し。

【誘導施設の集約に係るKPI】

立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が**維持又は増加している**市町村数：**評価対象都市の2／3**

【人口の集約に係るKPI】

市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が**増加している**市町村数：**評価対象都市の2／3**

【計画作成数に係るKPI】

立地適正化計画を作成する市町村数：**600市町村**

※KPIが記載されている政府方針

- ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）
- ・新経済・財政再生計画 改革工程表2020（令和2年12月18日閣議報告）

誘導施設の集約に係るKPIの進捗状況

- 評価対象都市のうち、市町村全域に存する誘導施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数は、評価対象都市の63.2%。

(評価対象) R1年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市
(=都市機能誘導区域を設定した都市) 310都市を対象

(評価方法) 評価基準日とR3年4月1日の数値をもとに算出※

※立地適正化計画を公表した年度の翌年度4月1日を基準とし、その後の各年度の数値と比較

H28年度までに計画を作成・公表した都市 (100都市) の評価基準日はH29年4月1日

H29年度に計画を作成・公表した都市 (42都市) の評価基準日はH30年4月1日

H30年度に計画を作成・公表した都市 (89都市) の評価基準日はH31年4月1日

R1年度に計画を作成・公表した都市 (79都市) の評価基準日はR2年4月1日

(結果) 評価対象都市310都市のうち、維持又は増加した都市は196都市 (**63.2%**)

年度	増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計
今年度	108 都市	34.8%	88 都市	28.4%	114 都市	36.8%	310都市

誘導施設の種類の評価

- 誘導施設の種類ごとに見てみると、顕著な傾向とは言い難いものの、
- ・子育て関連施設や学校施設について、集約割合が増加
 - ・商業施設や高齢者向け施設、金融施設について、集約割合が減少
 - ・また、商業施設は、他施設と比べ維持の割合が少なく、増加・減少の割合が多いなどの傾向が見られる。

誘導施設	増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計*
医療施設	45都市	17.7%	173都市	68.1%	36都市	14.2%	254都市
高齢者向け施設	25都市	15.8%	100都市	63.3%	33都市	20.9%	158都市
子育て関連施設	57都市	24.9%	127都市	55.5%	45都市	19.7%	229都市
学校施設	29都市	22.8%	83都市	65.4%	15都市	11.8%	127都市
文化等施設	30都市	11.5%	220都市	84.3%	11都市	4.2%	261都市
行政サービスの窓口施設	5都市	2.7%	175都市	94.1%	6都市	3.2%	186都市
金融施設	20都市	17.9%	69都市	61.6%	23都市	20.5%	112都市
商業施設	53都市	18.5%	161都市	56.3%	72都市	25.2%	286都市

* 合計が310都市とならないのは、立地適正化計画において各都市の設定している誘導施設に差があるため。

【参考】誘導施設の規模別の増減率

○ 医療施設・商業施設について、以下のとおり一定以上の規模のものに限定して調査したところ、医療施設においては維持の割合が大きくなり、増加の割合が小さくなる傾向が見られた。

- ・医療施設のうち、医療法第1条の5第1項に該当する病院
- ・商業施設のうち、大規模小売店舗立地法第2条に該当する大規模小売店舗
(店舗面積1,000㎡を超える小売店舗)

誘導施設	増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計*
医療施設	18都市	8.2%	181都市	82.3%	21都市	9.5%	220都市
商業施設	45都市	17.4%	150都市	58.1%	63都市	24.4%	258都市

* 合計が310都市とならないのは、立地適正化計画において各都市の設定している誘導施設に差があるため。

＜第10回コンパクトシティ形成支援チーム資料（抜粋）＞

「誘導施設の集約が進んでいない理由及び対応」

- ①誘導施設の立地状況に変化が表れるためには相応の時間が必要だが、評価期間が短く、「維持」（立地状況に変化なし）が多くなっている（全体の1/3超）。
- ②「医療施設」、「子育て関連施設」、「高齢者向け施設」などの中には、小規模なものまで含まれているケースが多く、こうした小規模な施設は、むしろ居住地の周辺に必要な施設として都市機能誘導区域外（居住誘導区域内）での立地が求められることが多いと考えられる。

(略)

⇒②を踏まえ、次回以降の評価では、小規模なものも含め誘導施設に該当するすべての施設を対象にするのではなく、**規模、種類等の観点から、その集約効果を適切に測定できる施設**のデータをもとに、評価を行うこととする。

(例) 医療施設：「病院」、高齢者向け施設：「通所型介護施設」

商業施設：「延べ床面積1,000㎡以上の商業施設」 等

人口の集約に係るKPIの進捗状況

- 評価対象都市のうち、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数は、評価対象都市の71.4%。

(評価対象) R1年度までに立地適正化計画を作成・公表した都市のうち、
居住誘導区域を設定した都市 308都市を対象

(評価方法) 評価基準日とR3年4月1日の数値をもとに算出※

※立地適正化計画を公表した年度の翌年度4月1日を基準とし、その後の各年度の数値と比較

H28年度までに計画を作成・公表した都市 (99都市) の評価基準日はH29年4月1日

H29年度に計画を作成・公表した都市 (42都市) の評価基準日はH30年4月1日

H30年度に計画を作成・公表した都市 (88都市) の評価基準日はH31年4月1日

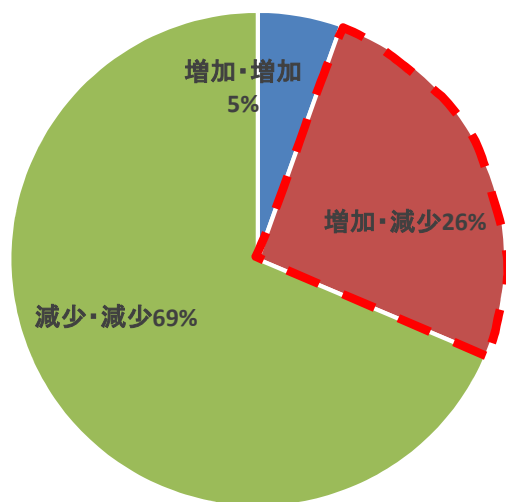
R1年度に計画を作成・公表した都市 (79都市) の評価基準日はR2年4月1日

(結果) 評価対象都市308都市のうち、増加した都市は220都市 (71.4%)

年度	増加した都市		減少した都市		合計
今年度	220 都市	71.4%	88 都市	28.6%	308都市

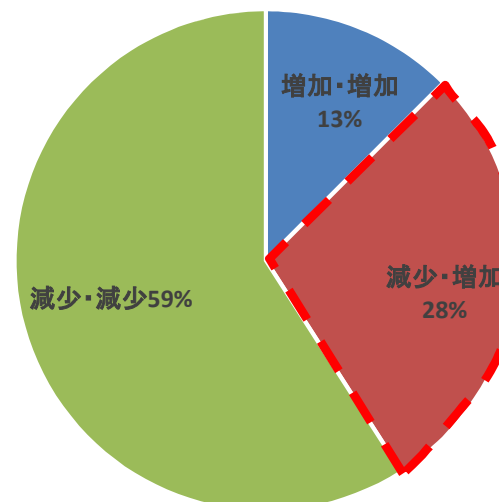
○ 誘導区域内・区域外における人口の増減パターンを分析すると、以下のとおり。

集約割合が増加した都市の内訳
(誘導区域内・区域外)



■ 増加 増加 ■ 増加 減少 ■ 減少 減少

集約割合が減少した都市の内訳
(誘導区域内・区域外)



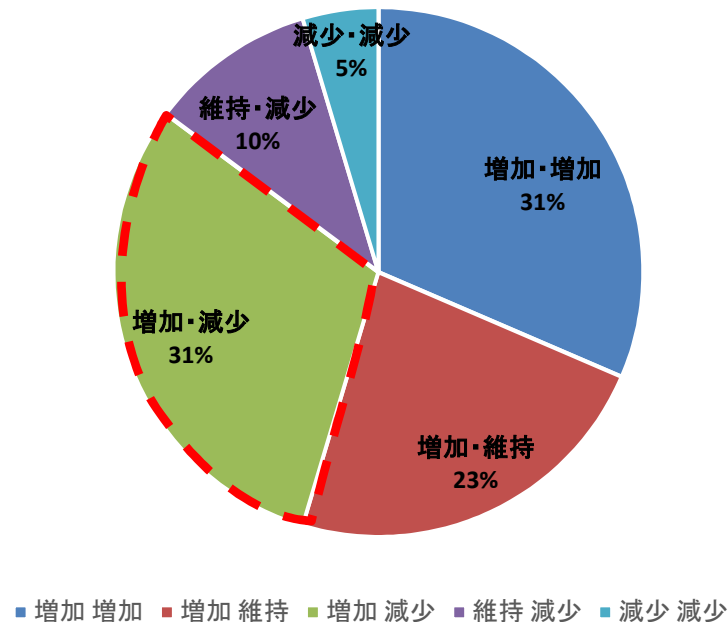
■ 増加 増加 ■ 減少 増加 ■ 減少 減少

- 集約割合が増加した都市、減少した都市ともに、区域内・区域外ともに減少のパターンが6～7割を占める。
- 集約割合が増加した都市のうち、約3割が、誘導施設の区域内での増加、区域外での減少(典型的な集約パターン)となっている。
- 集約割合が減少した都市のうち、約3割が、誘導施設の区域内での減少、区域外での増加(典型的な分散パターン)となっている。

誘導区域内・区域外の施設の増減パターン

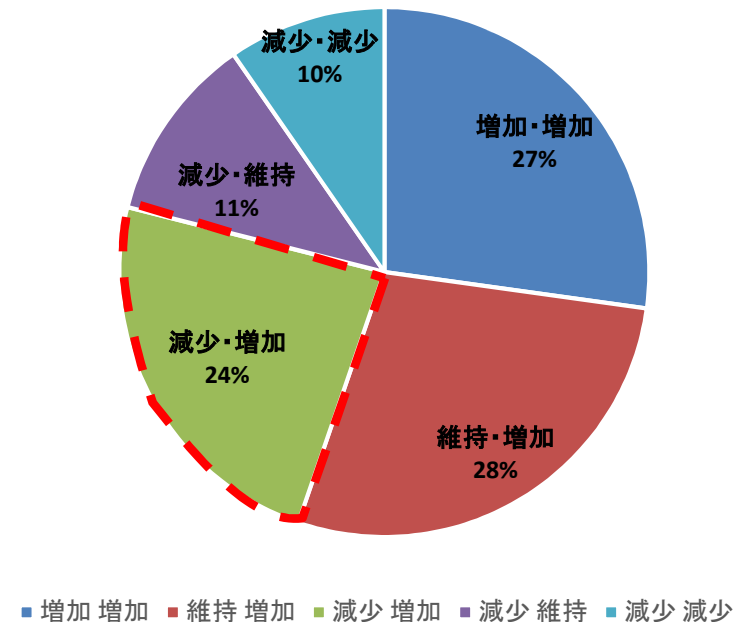
- 誘導区域内・区域外における誘導施設の増減パターンを分析すると、以下のとおり。

集約割合が増加した都市の内訳
(誘導区域内・区域外)



- 集約割合が増加した都市のうち、約3割が、誘導施設の区域内での増加、区域外での減少（典型的な集約パターン）となっている。
- これに、区域外で施設が維持又は増加している場合を加え、約8割の都市で、区域内で誘導施設が増加している。

集約割合が減少した都市の内訳
(誘導区域内・区域外)



- 集約割合が減少した都市のうち、3割弱が、誘導施設の区域内での減少、区域外での増加（典型的な分散パターン）となっている。
- 誘導施設の区域内での増加、あるいは、区域外での減少が見られたにもかかわらず、結果として集約に至らなかった都市も全体の1/3程度見られる。